

徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域利用規則

平成20年8月22日
疾患ゲノム研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域規則第9条の規定に基づき、徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域（以下「プロテオゲノム研究領域」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 プロテオゲノム研究領域は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 学内の共同研究又は他大学等との共同研究を実施する場合
- (2) 民間機関等との共同利用・共同研究又は受託研究を実施する場合
- (3) 民間機関等の研究員に対する教育及び研究を実施する場合
- (4) その他プロテオゲノム研究領域長(以下「領域長」という。)が特に必要と認めた場合

(利用者の資格)

第3条 プロテオゲノム研究領域を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 他大学及び公的研究機関の研究員
- (3) 民間機関等の研究員
- (4) プロテオゲノム研究領域で実施する事業の参加者
- (5) その他領域長が特に必要と認めた者

(利用の手続き)

第4条 プロテオゲノム研究領域を利用しようとするときは、その利用に係る責任者（以下「利用責任者」という。）は、利用を開始する月の前月10日までにプロテオゲノム研究領域利用申請書（別紙様式）（以下「利用申請書」という。）を領域長に提出し、その承認を受けなければならない。ただしプロテオゲノム研究領域に所属する教職員及び配属の学生は、この限りでない。

- 2 前項によりプロテオゲノム研究領域動物実験室を利用する場合は、該当する動物実験計画書の写しを利用申請書に添付するものとする。
- 3 領域長は、第1項の申請を承認したときは、その旨を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用期間は、当該年度を超えることができない。
- 5 利用期間を延長する場合の手続きについては、前4項の規定を準用する。

(利用計画の変更)

第5条 利用申請書に記載した事項を変更しようとするとき又は変更する必要があるときは、利用責任者は速やかに再申請を行わなければならない。

(利用の報告)

第6条 領域長は、必要に応じて、利用者に対し利用に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、プロテオゲノム研究領域を利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、論文等に徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域を利用した旨を明記するとともに、論文等の写しを領域長に提出しなければならない。

(施設・機器の保全)

第7条 利用者は、プロテオゲノム研究領域の施設・機器等の適正な使用、環境保全及び防災等に留意するとともに、領域長の指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第8条 領域長は、利用者が故意又は過失によりプロテオゲノム研究領域の施設又は機器

等を損傷した場合は、その賠償を求めることができる。

(機器等の搬入及び搬出)

第9条 利用者が、教育研究に必要な機器等をプロテオゲノム研究領域に搬入するときは、あらかじめ領域長の承諾を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた利用者が、機器等の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器等の搬入、据付け及び搬出に要する経費は、利用者の負担とする。

(経費の負担)

第10条 プロテオゲノム研究領域の施設及び設備の利用に係る経費は、別に定めるところにより利用者の負担とする。ただし、領域長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

(利用承認の取消し)

第11条 利用者がこの規則に違反し、又はプロテオゲノム研究領域の運営に支障を与えるおそれがある場合は、領域長は、利用の承認を取消すことができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、プロテオゲノム研究領域の利用に関し必要な事項は、領域長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年8月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 徳島大学ゲノム機能研究プロテオゲノム研究領域利用規則（平成12年5月10日プロテオゲノム研究領域長制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 徳島大学疾患プロテオゲノムセンター利用規則（平成20年8月22日センター長制定）は、廃止する。